

合同会社 隆寿会（リハビリデイサービス ティアラ）  
介護職員に対する処遇改善加算金の支給に関する規程

（目的） 第1条 この規程は、合同会社 隆寿会給与規定に規定する給与とは別に、厚生労働省が平成24年度から創設した介護職員処遇改善加算制度（以下「介護職員処遇改善加算制度」という。）に基づき法人の介護職員に対し支給する処遇改善加算金（以下「介護職員処遇改善加算金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（支給対象者） 第2条 法人の常用職員または有期契約職員の別を問わず、厚生労働省の定める介護職員処遇改善加算制度の対象職種職員に対し、介護職員処遇改善加算金を支給する。

（キャリアパス） 第3条 職位、職責、及び職務内容に応じた任用要件、賃金体系については、別表のキャリアパスに定める。

（昇給） 第4条 昇給は資格に応じて判断し、別表の昇給のしくみに定める。

（その他） 第5条 この規程は、介護職員処遇改善加算制度が終了すると同時に廃止するものとする。

附則 1.この規程は、平成30年4月1日から施行する。